

各登録水質検査機関の長 殿

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」の一部改正

厚生労働省健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成 15 年 10 月 10 日付け健発第 1010004 号厚生労働省健康局長通知。以下「局長通知」という。）の一部を別紙のとおり改正し、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとなりました。

貴職においては、下記に御留意の上、遺漏なきよう御対応願います。

記

第 1 改正の趣旨

局長通知別添 2 に定めた農薬類(水質管理目標設定項目 15)の対象農薬リストについて、内閣府食品安全委員会の健康影響評価を含む最新の科学的知見等に基づき、所要の改正を行うこと。

第 2 改正の概要

1 カルバリル (NAC)

内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価に基づき、目標値を変更したこと。

2 プロベナゾール

内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価に基づき、目標値を変更したこと。

3 メタラキシル

内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価に基づき、目標値を変更したこと。

4 エディフェンホス (エジフェンホス、EDDP)

登録が失効した農薬であり、昨今の原水中での検出実態がないことを踏まえ、対象農薬リストから削除したこと。

5 エトリジアゾール (エクロメゾール)

登録が失効した農薬であり、昨今の原水中での検出実態がないことを踏まえ、対象農薬リストから削除したこと。

6 カルプロパミド

登録が失効した農薬であり、昨今の原水中での検出実態がないことを踏まえ、対象農薬リストから削除したこと。

7 メチルダイムロン

登録が失効した農薬であり、昨今の原水中での検出実態がないことを踏まえ、対象農薬

リストから削除したこと。

8 オリサストロビン

最新の科学的知見を踏まえて、代謝物である（5 Z）－オリサストロビンの濃度を測定し、原体の濃度とその代謝物の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出する旨を対象農薬リストの「注4」として追加し、以降の注の番号を繰り下げたこと。

第3 適用日

平成31年4月1日から適用すること。